

1 本計画の役割

- ・県総合計画の基本方向を踏まえ、限られた資源である県土の適正な利用に関する基本方針
- ・国土利用計画法に基づく土地取引規制や県土利用に関する他の諸法律に基づく計画の行政上の指針（県の他の計画の基本）

国土利用計画としての役割

土地利用基本計画としての役割

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本理念

- ・公共の福祉の優先
- ・土地の適正な利用と管理
- ・SDGsの視点
- ・持続可能で活力ある県土の形成

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

- ・複合災害からの復興の進展
- ・人口減少・少子高齢化の進行
- ・自然災害の頻発化・激甚化
- ・再生可能エネルギーの導入拡大

(3) 県土利用の現状

- ・県土面積 137万8千ha
農地10%、森林71%、宅地4%、水面・河川・水路3%、道路4%、他8%
- ・原子力災害による避難指示区域等
県土面積の2.4% (H23年時点約12%)

(4) 県土利用における課題

- ・複合災害からの復興の進捗を踏まえた土地利用
- ・人口減少・少子高齢化社会における県土の管理水準の低下への対応
- ・深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保
- ・景観や自然環境への配慮と適切な県土管理
- ・新型コロナウイルス感染症と国土利用のあり方

(5) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）

ア 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用

複合災害からの復興・再生

- ・あらゆる主体の連携・共創により複合災害を乗り越え、「誇り」・「希望」・「夢」を持った新たなチャレンジが可能な世界のモデルとなるような復興・再生を目指す。
- ・複合災害等により被災した生活基盤・産業インフラの復旧・復興を推進し、誰もが生き生きと生業を営み、自分の夢や将来に“挑戦”できるような県土づくりを目指す。

イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用

産業振興
地域活性化

- ・再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに関連産業の育成・集積を図る。
- ・移住希望者等が安心して暮らすことが出来るよう、受け入れ体制の整備を促進するとともに、交流人口の拡大により地域活性化と土地利用の効率化を図る。

ウ 県土の安全性を高める土地利用

防災・減災
国土強靭化

- ・災害を未然に防止する「防災」だけでなく被害の最小化を図る「減災」の考えのもと、災害が発生しても速やかな復旧・復興が進むよう、強くしなやかな県土づくりを目指す。
- ・水循環の観点も取り入れ、農地や森林を始め土地の有する多面的な機能を生かして保水機能の向上を図るなど、流域全体としての災害対策を推進する。

エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

再エネ
脱炭素社会

- ・脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、都市機能や住居を中心市街地等に集約し、環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを目指す。
- ・再生可能エネルギーの導入に際しては、防災や自然環境に配慮するとともに、地域との共生を重視し、持続可能な社会の実現に向けた適切な県土利用を推進する。

オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

環境・共生

- ・都市の中心部では、緑とオープンスペースの保全・創出を推進するとともに、快適で個性豊かな都市環境を形成し、魅力と活力ある都市空間の創造に向けた土地利用を推進する。
- ・里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、歴史的・文化的風土の保存など、豊かで多様な自然環境の保全を図るとともに、地域資源を生かした県土利用を推進する。

4 県土の特性を踏まえた地域別 土地利用の基本方向

県北 県中 県南 会津 南会津 相双 いわき

- ・地域ごとに、交通アクセスの優位性や成長が見込まれる産業分野に対する地域経済活性化への期待、また、気候変動や地形的な地域特性などを踏まえた大規模な自然災害に対する備えなど

5 地域区分ごとの土地利用の原則

土地利用基本計画図に示された次の五地域区分ごとの土地利用の原則

- ・**都市地域**：一体の都市として総合的に開発、整備、保全を図る。
- ・**農業地域**：総合的に農業の振興を図る。
- ・**森林地域**：林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る。
- ・**自然公園地域**：優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る。
- ・**自然保全地域**：良好な自然環境の保全を図る。

3 計画の実現に向けた措置の概要

(1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用

- ・福島イノベーション・コスト構想を核として様々な分野における新たなチャレンジが可能な地域の実現
- ・地域の歴史や文化、自然環境など地域資源を最大限生かし、暮らす人にも訪れる人にも快適で誇れるふくしまの県土づくりの推進
- ・生活者の視点に立った社会資本の整備と管理による持続可能な県土づくりの推進

(2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用

- ・再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入拡大
- ・地域資源を活かした新しい働き方や暮らし方のスタイルを移住・定住につなげる環境整備をデジタル化を含めて推進
- ・縦横6本の連携軸の整備や地域間の連携・交流を支え、地域力を高める幹線道路網の整備

(3) 県土の安全性を高める土地利用

- ・自然災害の被害を未然に防止する「防災」と、被害の最小化を図る「減災」の、ハード・ソフトが一体となった対策の推進
- ・土砂災害リスクの高い地域の土地利用制限やより安全な地域への居住の誘導など被害を最小限に抑える土地利用の推進
- ・流域本来が有する保水機能の向上や貯水施設の整備を図るなど、「流域治水」の推進

(4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

- ・土砂災害など危険性が低い安全な地域においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの導入促進
- ・SDGsの視点により、自然との調和や環境負荷の低減を重視
- ・様々な主体の連携により、AIやIoTなど最先端のデジタル技術を活用し、新たな生活支援サービスの提供やコミュニティづくりなどを目指したスマートシティを推進

(5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

- ・農地や森林は、土地利用の不可逆性和多面的機能を有していることから、土地利用の転換に当たっては、流域における水循環や環境保全に配慮し、慎重かつ計画的に行う
- ・自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などの優れた自然環境については、公園施設の整備や保全事業を推進

(6) 土地利用計画法等のマネジメントの推進

- ・国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等の適切な運用
- ・土地利用に関する諸計画の充実、関係機関相互の情報の共有と連携、調整により、適かつ合理的な利用の確保・維持
- ・地域の土地利用の基本となる市町村計画については、地域の実情に応じた計画の策定と運用を支援

6 五地域区分の重複する地域における 土地利用に関する調整指導方針

- ・都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域のうち、重複している地域において、土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上の留意すべき基本事項など